

# 防府市中小企業振興会議の公募委員の選考に関する要綱

平成27年5月22日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市中小企業振興会議の委員を公募により選任するため、必要な事項を定めるものとする。

(公募委員の定数)

第2条 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の定数は2人以内とする。

(選考委員会の設置)

第3条 公募委員の選考を公正に行うため、防府市中小企業振興会議公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の組織)

第4条 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には産業振興部次長を充て、委員には商工振興課長及び商工振興課長補佐を充てる。

(選考委員会の所管事務)

第5条 選考委員会の所管事務は次のとおりとする。

- (1) 公募方法に関すること。
- (2) 選考方法及び審査項目に関すること。
- (3) 応募資格に関すること。
- (4) その他公募委員の選考に関すること。

(会議の招集)

第6条 選考委員会の会議は、委員長が召集する。

(事務局)

第7条 選考委員会の事務局は、商工振興課とする。

(選考手続等)

第8条 公募委員の候補者（以下「候補者」という。）の選考にあたっては、別に定める選考基準に基づき審査を行う。

- 2 委員長は、候補者を市長に報告するものとする。
- 3 市長は、前項の候補者に対し、防府市中小企業振興会議の委員就任につい

での同意を得るものとする。

4 前項の候補者が辞退した場合には、次点の者を候補者として繰り上げる。

この場合において、同項の規定は当該繰り上げた候補者について準用する。

5 市長は、前3項の手続の後、同意を得た候補者を委員として任用するものとし、他の応募者に対して選考の結果を通知するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、公募委員の選任に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。